

(休学の期間)

第22条 休学の期間は、2年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 3 休学の期間は、修業年限及び在学期間に算入しない。

(復学)

第23条 休学した者は、休学の理由がなくなったときには、校長の許可を受けて、復学することができる。

(出席停止)

第24条 学生に伝染病その他疾病があるときは、校長は、出席停止を命ずることがある。

(退学、再入学)

第25条 学生は、疾病その他やむを得ない理由により、退学しようとするときは、校長の許可を受けて、退学することができる。

- 2 前項の規定により退学した者で、再入学を希望する者があるときは、校長は、選考の上、相当学年に入学を許可することがある。

(転学)

第26条 他の学校に入学、転学又は編入学しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(留学)

第26条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

- 2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生が行う外国の高等学校又は大学における学修を、本校における授業科目の履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。
- 3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された学生について、第3条に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。
- 4 前3項に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業)

第27条 各学年の全課程を修了した者には、校長は、所定の卒業証書を授与する。

(称号)

第27条の2 本校を卒業した者は、準学士(工学)と称することができる。

## 第6章 専攻科

(設置)

第28条 本校に、専攻科を置く。

(目的)

第29条 専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、更に高度な専門的知識と技術を教授研究し、創造力豊かな技術能力を育成することを目的とする。

(専攻及び入学定員)

第30条 専攻科の専攻及び入学定員は、次のとおりとする。

専攻	入学定員
構造設計工学専攻	8人
電気・制御システム工学専攻	8人

(入学資格)

第31条 専攻科に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者
- (4) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) その他本校の専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学者の選抜及び入学の許可)

第32条 校長は、入学志願者に対して、別に定めるところにより選抜の上、入学を許可する。

(修業年限及び在学期間)

第33条 専攻科の修業年限は、2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

(休学の期間)

第34条 専攻科学生の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。
- 3 休学の期間は、前条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

(教育課程)

第35条 専攻科の授業科目及び単位数等は、別表第9から別表第11のとおりとする。

- 2 履修方法については、別に定めるところによる。

(修了)

第36条 学生は、専攻科に2年以上在学し、別に定める修了要件を満たし、62単位以上を修得するものとする。

- 2 校長は、前項の要件を修得した者に対し修了を認定し、修了証書を授与する。

(準用規定)

第37条 専攻科学生については、第3条から第6条まで、第12条、第13条の3、第14条、